

○国立大学法人埼玉大学学生宿舎規則

〔平成22年10月28日
規則第49号〕

改正 平成24. 9. 28 24規則34 平成27. 3. 20 26規則129
平成28. 3. 29 27規則80

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第68条第2項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 学生宿舎は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に在学する学生に対し、修学に適する良好な環境を提供し、自主的な生活を通じて、自律性を培うとともに、規律ある社会性を育む機会を与えることを目的とする。

(入居定員)

第3条 学生宿舎の入居定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	入居定員
男子	144人
女子	128人

(管理運営)

第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。

2 学生宿舎の管理運営に関することは、教育機構統合キャリアセンターSUにおいて行う。

(入居資格)

第5条 学生宿舎の入居資格は、本学の学部学生とする。

(入居願)

第6条 学生宿舎に入居を希望する者は、所定の学生宿舎入居願に必要書類を添えて学長に願出しなければならない。

(入居選考及び入居許可)

第7条 入居の選考及び入居の許可は、学長が行う。

2 入居の選考は、次の各号に掲げる状況を考慮して行う。

(1) 地理的状况

(2) 経済状况

3 風水害等の災害及び不慮の事故等により、特に考慮する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、入居を許可することがある。

(入居許可期間)

第8条 学生宿舎の入居期間は、入居を許可された日から2年以内とする。ただし、入居許可期間満了に伴う退去の場合にあっては、3月15日までとする。

(入居手続及び許可の取消し)

第9条 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、指定された期日までに所定の入居手続をしなければならない。

2 入居者が、理由なく指定された期日までに前項の手続を完了しないとき、又は第6条に定める必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、入居の許可を取り消すものとする。

(入居定員の欠員補充)

第10条 入居定員に欠員が生じた場合は、第5条の規定にかかわらずその欠員に応じて補充することができる。

2 前項の欠員の補充については、別に定める。

(寄宿料)

第11条 寄宿料の額は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

2 寄宿料は、毎月末日までに翌月分を納付するものとする。

3 入居又は退去の日が月の中途である場合においても、当月分の寄宿料は、納付しなければならない。ただし、一の月の入居期間が15日以下のときは、寄宿料の額の2分の1に相当する額とする。

4 所定の期日までに寄宿料を納付しないときは、掲示等により督促する。

5 納付した寄宿料は、返還しない。

- 6 寄宿料の免除は、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則の定めるところによる。
(寄宿料以外の経費負担)
- 第12条** 寄宿料以外の経費は、次の各号に掲げる経費をいう。
(1) 入居者の居室の光熱水料等の経費(以下「居室経費」という。)
(2) 学生宿舎の共用部分の光熱水料及び清掃費等の経費(以下「共益費」という。)
(3) 退去時の居室の清掃等に必要経費(以下「退去時居室清掃費」という。)
- 2 居室経費は、入居者が供給会社と契約し、負担しなければならない。
3 共益費の額は、別に定めるものとし、寄宿料とあわせて、納付しなければならない。
4 退去時居室清掃費の額は、別に定めるものとし、入居時に納付しなければならない。
5 納付した共益費及び退去時居室清掃費は、原則として返還しない。
(施設の保全等)
- 第13条** 入居者は、居室、共用部分その他の施設・設備の保全に留意し、常に正常な状態で使用するとともに、防火管理、保健衛生及び災害防止等に協力しなければならない。
2 入居者は、故意又は過失により学生宿舎の施設及び設備を破損、紛失又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。
(退去)
- 第14条** 学生宿舎を退去する場合は、退去日の前月の10日(10日が休日の場合は、それ以前の休日でない日)までに学長に退去届を提出しなければならない。
2 退去者は、退去に当たり居室及び居室に附属する設備等について学長が指定する者の点検を受けなければならない。
- 第15条** 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退去しなければならない。
(1) 本学の学生の身分を失ったとき
(2) 寄宿料又は共益費を3月以上滞納したとき
(3) 入居期間が満了するとき
(4) 第9条第2項の規定により入居の許可が取り消されたとき
- 2 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、退去を命ずることができる。
(1) 疾病等の理由で保健衛生上学生宿舎での生活に適しないと認めるとき
(2) 休学が許可されたとき
(3) 停学処分を受けたとき
(4) 学業成績が良好でないとき
(5) 学生宿舎の秩序を著しく乱す行為があったとき
(6) 特別な理由がなく2月以上居住していないことが判明したとき
(7) その他学生宿舎の管理運営に著しく支障を来す行為があったとき
- 3 前2項の規定により退去した者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。
(雑則)
- 第16条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月28日から施行する。
2 国立大学法人埼玉大学学寮規則(平成16年規則第72号)は、廃止する。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則129)

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成28年3月に入居許可期間の満了する者から適用する。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。